

お住いのリフォームを予定されている方に 住宅のリフォーム工事費の一部を補助します

新発田市では、市民の住環境の向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的として、お住いのリフォームを予定される方に工事費の一部を補助する『新発田市住宅リフォーム支援事業』を実施いたします。

◇補助対象

- 新発田市に居住しており、令和4年4月1日現在において満15歳以上で、市税等の滞納がないもの
- 今までに当事業の補助を受けていない方及び住宅
- 税込10万円以上の工事で、事前に工事に着手していないもの。又は工事が完了していないもの
- 他の市の補助金制度と重複していないもの
- 転入者の場合、従前の市町村において税の滞納等がないもの
- 申請者本人若しくは同居する2親等以内の親族が所有し、自らが居住する戸建住宅若しくは併用住宅の住宅部分であること
- 令和5年3月10日（金）までにリフォーム工事を完了し、完了実績報告書の提出ができるもの
- 市内に本社若しくは本社の機能を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工のもの
- 新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しないこと

◇補助の申請受付

○補助申請・補助金の額等は以下のとおりです。必要書類等の詳細は裏面の問合せ先にご確認ください。

募集形式・補助申請受付期間 等	補助金の割合及び金額
<p>受付期間：令和4年5月10日（火）～5月17日（火） （土曜日・日曜日でも受付いたします）</p> <p>募集形式：申請者多数の場合は抽選により補助金交付者を決定いたします</p> <p>その他：落選者には、当選者が辞退した場合に、繰上当選者となる順番を予定します</p>	<p>【一般枠】 補助対象工事費の15%で、上限金額が15万円</p> <p>【一定要件枠】 下記①～⑥のいずれかの要件に該当する場合 補助対象工事費の20%で、上限金額が20万円</p>

【一定要件枠】該当項目

- ① 三世代同居世帯：子があり、その父又は母、祖父又は祖母の3世代が同居している世帯
- ② 高齢者同居世帯：令和4年4月1日現在75歳以上の高齢者又はその方と同居している世帯。
- ③ 障がい者同居世帯：身体障害者手帳1級又は2級若しくは療育手帳Aを所持する方、又はその方と同居している世帯
- ④ 耐震改修を実施する世帯：当市の木造住宅耐震改修等支援事業又は木造住宅簡易補強工事等支援事業の耐震改修工事と併せてリフォームする世帯（補強設計が完了しているものに限る）
- ⑤ 下水道接続実施する世帯：公共下水道（農業集落排水を含む）接続工事をする世帯又は接続工事と併せてリフォームする世帯
- ⑥ 子育て世帯：令和4年4月1日現在15歳未満の子がいる世帯又は申請時に妊娠している方がいる世帯

◇補助の対象となる工事

1. 屋根・外壁などの外装に関する工事。葺き替え、張替、塗装 他（下地工事含む）、屋根の雪下ろし作業時の墜落防止用アンカー固定等に伴う費用
2. 室内床・壁・天井等の内装工事。和室から洋室への変更やビニルクロスの張替等（カーテン除く）
3. トイレ・台所・浴室・洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水工事（給湯器本体を除く）
4. 公共下水道又は農業集落排水設備に接続する配管工事（既存浄化槽の撤去を除く）
5. 土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事（市の耐震補強工事と内容の重複が無いもの）
6. シロアリ対策に関する工事（住宅部分の屋内に限る。）
7. 床下・壁・天井内の電気配線工事。漏電防止工事（照明器具・エアコン等の工事を除く）
8. 屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置その他バリアフリー化工事
（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」の所持者の場合、障害者住宅整備補助事業に該当する場合がありますのでご相談ください）
9. 道路等に面した宅地のブロック塀等で、高さ1.0m未満にする撤去工事（復旧工事分を除く）

中古住宅を取得してお住まいになる方に

中古住宅のリフォーム工事費の一部を補助します

新発田市では、増え続ける中古住宅の利活用を促進するとともに、新発田市に転入される方が、中古住宅をより快適な環境で居住できるよう、中古住宅を取得してリフォームする方に工事費の一部を補助する事業を実施いたします。



◇補助対象

- 令和4年4月1日現在において満15歳以上で、市税等の滞納がないもの
- 今までに新発田市住宅リフォーム支援事業の補助を受けたことがない方
- 税込10万円以上の工事で、事前に**工事に着手していないもの**又は**工事が完了していないもの**
- 中古住宅は売買契約済・未契約を問わないが、**リフォーム工事に着手していないこと**
- 補助申請時を基準日として**1年**を超えない期間内で中古住宅を取得したもの、若しくは申請後に中古住宅を取得する予定で、他の新発田市のリフォーム補助金と重複していないもの
- 転入者の場合、従前の市町村において税の滞納等がないもの
- 令和5年3月10日(金)までにリフォーム工事を完了し、完了実績報告書の提出ができるもの
- 市内に本社若しくは本社の機能を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工のもの
- 新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しないこと

◇補助の申請受付

○補助申請・補助金の額等は以下のとおりです。必要書類等の詳細は問合せ先にご確認ください。

募集形式・補助申請受付期間 等	補助金の割合及び金額
受付期間：令和4年4月15日(金)～9月30日(金) 募集形式：予算の範囲内で先着順	【不動産仲介物件の売買により購入した場合】 補助対象工事費の50%で、上限金額が30万円 【新発田市空き家バンク登録物件を購入した場合】 補助対象工事費の50%で、上限金額が45万円

◇補助の対象となる工事

裏面記載の住宅リフォーム支援事業の『補助対象となる工事』と同じです。

新発田世外から転入される方に

住宅取得のための費用の一部を補助します

新発田市に転入予定又は転入後3年以内で、対象地域内で住宅を新築・同居のための増改築・建売住宅の購入・中古住宅の購入を計画している方に、費用の一部を補助する住宅取得補助金制度が利用できます。

◇補助対象

- 補助対象となる転入者には条件がありますので、問合せ先にご確認ください(転入日、納税状況等)
- 対象物件の名義等について、共有名義の持分比率等条件があります

◇対象地域

- 市有地または空き家バンク登録物件を購入する方・・・(市内全域)
- 11地区・・・(五十公野、松浦、米倉、赤谷、川東、菅谷、加治、佐々木、豊浦、紫雲寺、加治川地区)
- 本庁地区・・・(町名、丁目等により対象内外が異なりますので、問合せ先に確認ください)

◇対象建物

- 令和5年3月31日までに建物の引き渡しを完了し、実績報告書の提出が可能であること
- 新築住宅、増改築工事は、**工事着手前**、建売住宅や中古住宅購入の場合は**売買契約前**に申請してください

◇基本補助額

- 補助金の基本額は以下のとおり。ただし、子育て世帯等10万円～最大90万円の加算要件があります
 - ・新築住宅を建築、建売住宅を購入する場合・・・基本額60万円
 - ・Uターンによる親の家の増改築工事の場合・・・基本額50万円
 - ・中古住宅を購入する場合・・・基本額30万円(住宅リフォーム支援事業補助金と併用できます)

【申請窓口・お問合せ先】

新発田市 建築課 空家・住宅対策係 (☎0254-26-3557)

新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階(旧法務局庁舎)